

氏名(本籍)	鄭 <small>ちよん</small> 泰 <small>て</small> 秀 <small>す</small> (韓国)
学位の種類	教育学博士
学位記番号	博乙第300号
学位授与年月日	昭和61年3月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	教育学研究科
学位論文題目	韓国教育法の成立過程に関する研究 —教育権の認識と保障の観点から—
主査	筑波大学教授 真野 宮 雄
副査	筑波大学教授 石部 元 雄
副査	筑波大学教授 教育学博士 下村 哲 夫
副査	筑波大学教授 教育学博士 高野 清 純
副査	筑波大学教授 教育学博士 成田 十次郎
副査	筑波大学助教授 桑原 敏 明

## 論 文 の 要 旨

本論文は、次のように構成されている。

- 序章 本研究の課題と方法 (28頁)
- 第1章 民族教育権の源流 (88頁)
- 第2章 植民地期における民族教育権運動 (104頁)
- 第3章 民主的教育制度の受容 (209頁)
- 第4章 建国憲法と教育条項の成立 (149頁)
- 第5章 「1949年教育法」の成案過程 (93頁)
- 第6章 「1949年教育法」の審議と議決 (156頁)
- 第7章 解放後教育改革と教育法制定に際しての人的構成 (78頁)
- 終章 本研究の成果 (52頁)

以上計957頁の本文と参考文献、年表61頁との合計1,018頁(いずれも400字詰原稿用紙)よりなる。

序章では、「研究の意図」、「研究の対象」、「研究の視点及び方法」、「先行研究の吟味」の4節を通して、本研究が、解放前の前史に続く韓国解放後から1949年教育法制定に至る過程を対象として、

これを教育権の枠組によって、歴史的に研究するものであり、未開拓の研究分野に挑戦するものであることを述べている。

第1章では、「近代民族教育の萌芽と開花」、「近代民族教育制度の樹立と発展」「民族教育に対する認識と要求」の諸説を設け、17世紀から19世紀末にいたる近代教育制度の確立過程およびその背景を考察した。

第2章では、「民族教育権に対する抑圧体制」、「植民地内での民族教育権運動」、「国外における民族教育再建運動」、「大韓民国臨時政府下の教育法制」の4節を設け、日本植民地下の民族教育権の構想状況とその回復運動を探究し、この時期すでに、教育権の制度的枠組みが構築されていたことを明らかにした。

第3章では、「米軍政の対韓政策」、「教育改革の進展過程」、「民主的教育制度の受容」、「米軍政期における民族教育権の内容充実化運動」、「米軍政期指導階層の教育権認識」の5節を設け、米軍政下の教育改革が、韓国人の主体的活動によって確立され、アメリカ流の民主教育の受容と民族教育の回復とがその基軸であることを明らかにした。

第4章では、「建国憲法教育条項の成立」、「建国憲法教育条項の系譜と内容」、「建国憲法の教育権構造」、「教育権保障の発展段階」の4節により、憲法の教育条項の成立過程を詳しく分析するとともに、その教育権構造を、解放前のそれとの関連および欧米における発展段階との異同を考察した。

第5章では、「政府案と国会案」、「建国期における主体認識」、「外国教育制度の受容と変容」の3節を通して、1949年教育法案が一本化される複雑な過程を詳細に分析し、その背景を考察した。

第6章では、「教育法審議の背景」、「教育法案審議過程とその内容」、「教育法審議における論議」、「教育法制定における教育権認識」の4節を設け、1949年教育法案の国会審議過程を詳しく分析し、立法者たちの教育権認識の水準を考察した。

第7章では、「米軍政期の教育改革に参与した主役」、「建国期の教育改革に参与した主役」の2節に分け、韓国解放から1949年教育法の制定に至る過程でイニシアティブをとった人びとの経歴や活動を詳細に分析し、解放後教育改革の背後にある思想的潮流を明らかにした。

終章では、「本研究の成果」を整理し、「今後の研究課題」を明確にした。

「本研究の成果」を要約すれば、次の通りである。

- 1) 17世紀から始まる近代思想の潮流が、韓国における近代教育制度確立の源泉になっていることを明らかにした。
- 2) 日本の植民地政策のもとで、民族の教育権と人権論としての教育権との確立の必要性が自覚され、この時期すでに解放後の教育法制に継承される教育権的諸原理が確認されていたことを明らかにした。
- 3) 米軍政期の教育改革が、米軍政の圧力によるのではなく、韓国人の主体的活動によって展開されたことを明らかにした。
- 4) 米軍政下の教育改革の過程および建国憲法の教育条項と1949年教育法の成立過程を関連資料の発掘により詳細に分析し、従来不明とされた点を明らかにした。

5) 対象とした時期の教育権認識について

- ① 憲法・教育法の背後にある教育権認識が、かなり高い理論的水準に達していたこと、しかし、当時の社会・経済・文化的事情から、国の監督権の強調などの限界や立法者たちの認識の差異がみられること。
- ② 韓国における教育権認識では、民族教育権が極めて重要な位置を占めること。
- ③ 欧米における教育権認識の発展段階と韓国のそれを比較すると、共通性と同時に特異性がみられることを明らかにした。

6) 建国期の教育法の歴史的意義は、①韓国人の手になる、民族教育を保障する教育制度が初めて誕生をみたこと、②「教育を受ける権利」を明文化した現代教育法制が成立し、その点で以後の教育法制の基礎となった点に求められること、を明らかにした。

## 審 査 の 要 旨

結論から先に述べれば、本研究は極めて水準が高く、学位請求論文の名に値するものと判定することができる。

まず第一に、本論文は、歴史的事実主義の立場にたつて、韓国解放後の教育法制の成立過程を綿密に解明した。論文作成者が述べるように、このテーマの重要性にもかかわらず、先行研究は韓国にあっても乏しい。それは何よりも資料不足によるものであった。論文作成者は、この点、公式文書や議事録等の検索はもとより、当時の新聞・雑誌を幅広く参照し、当事者たちへのインタビュー・文通などあらゆる努力を傾注した。この努力により、多数の新資料を発掘し、従来の研究における不明な点を明らかにした。

第二に、明確な研究枠組を設定し、歴史解釈の軸とした。すなわち、日本における教育権理論に学びながら、主権としての教育権（民族教育権）と人権論としての教育権（構造）が、解放後の教育法成立過程でどのように現われるかを明らかにしようと試み、この試みに成功した。この枠組による研究は、韓国では初めての試みであり、①韓国における教育法制では、民族教育権が重要な位置にあること、②建国憲法や1949年教育法の歴史的役割、③欧米諸国と比較して韓国の教育法制の独自性などを発見することができ、さらに本研究を一国の歴史研究にとどまらず、教育権理論や外国との比較研究に開かれたものにした。

第三に、形式面においてほとんどミスがなく、図表による表現を工夫するなど、細心の注意と根気の要る努力を傾けた。

以上により、本研究は、韓国における研究として、資料・研究方法の両面においてオリジナリティに富むばかりでなく、日本の研究にも示唆を与える有意義かつ水準の高い研究と判断される。外国人にもかかわらず、卓越した日本語で大部の論文を完成されたことも称賛に値する。

なお、歴史的現実と理論的枠組との結びつけ、人物経歴調査法の意味づけ、教育現場の実情把握

など、欲をいえば難点を指摘することはできるが、上の評価を貶しめるものではない。  
よって、著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。